

# 自分でできる住宅ローン控除 の確定申告

～ 住宅購入はライフプランの転換期！  
「賢い家計のやりくり」とは？ ～

税理士法人ヴィクトリア  
税理士 大石 雅規

# 住宅ローン控除のしくみ

## ■ 住宅ローン控除の概要

年末の住宅ローン残高の0.7%に相当する税額を控除する制度。ローン残高の上限および控除期間は住宅の種類により異なる。

## ■ 適用要件

- (1) 家屋の取得(新築・購入)から原則として6ヶ月以内に入居し、かつ、2025年12月31日まで引き続き居住していること。
- (2) 2025年における合計所得金額が2,000万円以下であること。
- (3) 住宅ローンの返済期間が10年以上であること。
- (4) 購入時および購入後において、生計を一にする親族等から購入した住宅ではないこと。贈与により取得した住宅ではないこと。

## ■ 床面積要件

- ・家屋の床面積が50m<sup>2</sup>以上で、その1/2以上が居住用であること。
- ・2025年の「合計所得金額が1,000万円以下」なら、2025年12月31日に建築確認を受けた「床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満の居住用の家屋」も適用可能。

## 住宅の種類(用語の定義)

|           |  |   |
|-----------|--|---|
| 新築・買取再販住宅 | 長期優良住宅<br>・低炭素住宅<br>(認定住宅)                   | バリアフリー性や省エネルギー性、耐震性などの要件を満たす住宅(長期優良住宅)や二酸化炭素の排出を抑えた低炭素住宅のこと。      |
|           | ZEH水準省エネ住宅                                   | ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略。エネルギーを創出し、年間のエネルギー消費量をプラスマイナスゼロにすることを目指す住宅のこと。 |
|           | 省エネ基準適合住宅                                    | ZEH水準省エネ住宅ほどではないが省エネ性能の高い住宅のこと。                                   |
|           | 一般住宅   | 認定住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅、既存住宅のいずれにも該当しない住宅のこと。                   |
| 中古住宅      | 1982年以降に建築された住宅、または現行の耐震基準に適合する住宅(新耐震基準適合住宅) | 長期優良住宅・低炭素住宅(認定住宅)、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅に該当するもの。<br>その他の住宅。        |

注:買取再販住宅とは、中古住宅を宅地建物取引業者がリフォームを行い、良質化した上で販売する住宅で、一定の要件を満たすもの。

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 住宅ローン控除のしくみ

## ■適用対象となる住宅ローンの上限と控除可能期間

|           |                                      | 子育て世帯・若夫婦世帯  | 子育て世帯・若夫婦世帯以外              |
|-----------|--------------------------------------|--|----------------------------|
| 新築・買取再販住宅 | 長期優良住宅・低炭素住宅                         | ローンの上限 5,000万円<br>控除期間 13年   | ローンの上限 4,500万円<br>控除期間 13年 |
|           | ZEH水準省エネ住宅                           | ローンの上限 4,500万円<br>控除期間 13年   | ローンの上限 3,500万円<br>控除期間 13年 |
|           | 省エネ基準適合住宅                            | ローンの上限 4,000万円<br>控除期間 13年   | ローンの上限 3,000万円<br>控除期間 13年 |
|           | 一般住宅                                 | 適用なし(ただし、「2023年末までに建築確認を受けたもの」または「2024年6月までに建築されたもの」については、「ローンの上限 2,000万円、控除期間10年」となる) |                            |
| 中古住宅      | 長期優良住宅・低炭素住宅<br>ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅 | ローンの上限 3,000万円<br>控除期間 10年   |                            |
|           | 一般住宅                                 | ローンの上限 2,000万円<br>控除期間 10年   |                            |

\* 子育て世帯・若者夫婦世帯とは、「19歳未満の扶養親族を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯」のこと

## ■ 増改築・リフォームの場合

一定の要件を満たす耐震改修工事や省エネ改修工事等を行った場合には、住宅ローン等の借入がなくても税額控除の適用を受けることが可能。

## ■ 所得税等から控除しきれない場合

住宅ローン控除額が、その年の所得税等の額から控除しきれない場合には、翌年度分の住民税から控除することができる。

\* 課税総所得金額×5%（最大97,500円）が上限。

## ■ 3,000万円の特別控除等との関係

居住した年またはその前の2年間に、「3,000万円の特別控除」や「買換え特例」の適用を受けていないこと。

# 適用要件

## 共通 全ての控除の適用に共通する事項

○適用要件に該当するかを確認し、以下の書類をご準備ください。

|   | 適用要件  | 確認欄                      |
|---|---|--------------------------|
| 1 | 新築等又は購入をした日から6か月以内に入居している。                                    | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 本年の12月31日(死亡した場合は、その日)まで引き続き居住の用に供している。                       | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用である。                                       | <input type="checkbox"/> |
| 4 | 10年以上の償還期間を有する住宅ローンによって住宅を取得している。                             | <input type="checkbox"/> |
| 5 | 2以上の住宅を所有していない(所有している場合は主に居住している住宅である。)。                      | <input type="checkbox"/> |
| 6 | 入居した年及びその年の前2年・後3年以内において、譲渡所得の課税の特例等を受けている一定の場合(4ページ)に該当しない。  | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 住宅の取得等(家屋の敷地の用に供する土地等の取得を含む。)は、その取得時及び取得後において生計を一にする親族等からでない。 | <input type="checkbox"/> |
| 8 | 贈与による住宅の取得でない。  | <input type="checkbox"/> |

※ 確認欄の全てにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

## 長期優良住宅・低炭素住宅(認定住宅)に関する要件

|   | 適用要件   | 確認欄  |
|---|--|--|
| 1 | 共通の適用要件(5ページ)1から8に該当する。  | <input type="checkbox"/>   |
| 2 | 認定住宅(2ページ)である。   | <input type="checkbox"/>   |
| 3 | A・Bのいずれかに該当する。<br>A 住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(4ページ)が50m <sup>2</sup> 以上である。<br>B 本年分の合計所得金額(4ページ)が、 <u>2,000万円以下</u> である。<br>C 住宅の床面積(登記事項証明書に表示されているもの)(4ページ)が40m <sup>2</sup> 以上50m <sup>2</sup> 未満である。<br>D 本年分の合計所得金額(4ページ)が、 <u>1,000万円以下</u> である。<br>E 令和7年12月31日以前に建築確認を受けた住宅である。 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |

※ 確認欄の全てにチェックが入る場合のみ控除を受けることができます。

## 適用要件

### ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅に関する要件

| 適用要件 |  | 確認欄  |
|------|--|--|
| 1    | 共通 の適用要件（5ページ）1から8に該当する。   | <input type="checkbox"/>   |
| 2    | ZEH水準省エネ住宅又は省エネ基準適合住宅（2ページ）である。  | <input type="checkbox"/>   |
| 3    | A・Bのいずれかに該当する。<br>A 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が50m <sup>2</sup> 以上である。<br>B 本年分の合計所得金額（4ページ）が、 <u>2,000万円以下</u> である。<br>B 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が40m <sup>2</sup> 以上50m <sup>2</sup> 未満である。<br>B 本年分の合計所得金額（4ページ）が、 <u>1,000万円以下</u> である。<br>令和7年12月31日以前に建築確認を受けた住宅である。 | <input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/><br><input type="checkbox"/> |

### 買取再販住宅／買取再販認定住宅等に関する要件

| 適用要件 |   | 確認欄                      |
|------|---|--------------------------|
| 1    | 共通 の適用要件（5ページ）1から8に該当する。                                | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 買取再販住宅（3ページ）である。 / 買取再販認定住宅等（3ページ）である。                  | <input type="checkbox"/> |
| 3    | 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が50m <sup>2</sup> 以上である。 | <input type="checkbox"/> |
| 4    | 本年分の合計所得金額（4ページ）が <u>2,000万円以下</u> である。                 | <input type="checkbox"/> |

### 中古住宅に関する要件

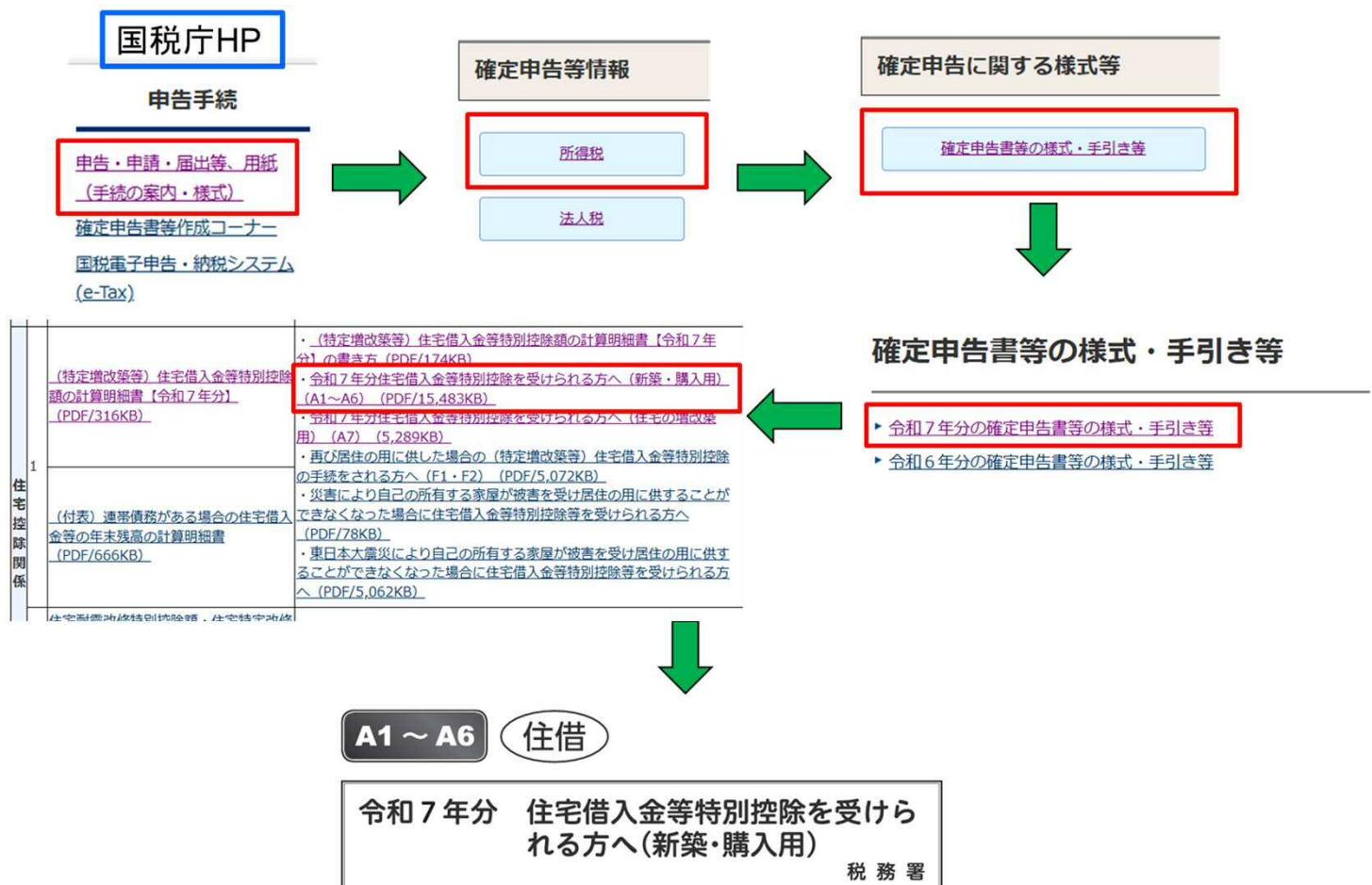
| 適用要件 |   | 確認欄                      |
|------|---|--------------------------|
| 1    | 共通 の適用要件（5ページ）1から8に該当する。                                | <input type="checkbox"/> |
| 2    | 中古住宅（3ページ）である。  | <input type="checkbox"/> |
| 3    | 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が50m <sup>2</sup> 以上である。 | <input type="checkbox"/> |
| 4    | 本年分の合計所得金額（4ページ）が <u>2,000万円以下</u> である。                 | <input type="checkbox"/> |

\* 共通の要件に加え、それぞれの住宅の要件を満たすことが求められる。

# 適用要件

## その他の住宅に関する要件

|   | 適用要件   | 確認欄                      |
|---|--|--------------------------|
| 1 | 共通 の適用要件（5ページ）1から8に該当する。   | <input type="checkbox"/> |
| 2 | その他の住宅（3ページ）である。   | <input type="checkbox"/> |
| 3 | A・Bのいずれかに該当する。<br><br>A 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が 50m <sup>2</sup> 以上である。<br>A 本年分の合計所得金額（4ページ）が、 <u>2,000万円以下である。</u><br>3 令和5年12月31日以前に建築確認を受けている、又は令和6年6月30日以前に建築された住宅である。<br><br>B 住宅の床面積（登記事項証明書に表示されているもの）（4ページ）が 40m <sup>2</sup> 以上 50m <sup>2</sup> 未満である。<br>B 本年分の合計所得金額（4ページ）が、 <u>1,000万円以下である。</u><br>3 令和5年12月31日以前に建築確認を受けた住宅である。 | <input type="checkbox"/> |



\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 添付書類

## 共通 全ての控除の適用に共通する事項

|   | 確定申告書に添付すべき書類  | 確認欄  |                          |
|---|--|------|--------------------------|
|   |  | 調書方式 | 証明書方式                    |
| 1 | 金融機関等から交付された『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』【原本】  | 添付不要 | <input type="checkbox"/> |
| 2 | 住宅の工事請負契約書又は売買契約書【写し】  | 添付不要 | <input type="checkbox"/> |
| 3 | 住宅の登記事項証明書【原本】<br>※ 不動産番号の記載又は住宅の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。  |      | <input type="checkbox"/> |
| 4 | (土地の購入に係る住宅ローンについて控除を受ける場合)<br><br>土地の登記事項証明書【原本】<br>※ 不動産番号の記載又は土地の登記事項証明書【写し】の添付に代えることができます。<br><br>土地の売買契約書【写し】<br>※ 調書方式の場合は、住宅を新築したときのみ添付が必要です。 |      | <input type="checkbox"/> |
| 5 | (補助金等の交付を受けた方)<br>国や市区町村等からの補助金決定通知書など補助金等の額を証する書類【原本】   |      | <input type="checkbox"/> |
| 6 | (住宅取得等資金の贈与の特例(4ページ)を受けた方)<br>贈与税の申告書など住宅取得等資金の額を証する書類【写し】   |      | <input type="checkbox"/> |
| 7 | 確定申告書に記載したマイナンバー(個人番号)の本人確認書類(マイナンバーカード(個人番号カード)の写しなど)<br>※ 確定申告書を提出する際に提示によることもできます。  |      | <input type="checkbox"/> |

※ 確定申告書への給与所得の源泉徴収票等の添付は不要です。

ただし、税務署等で確定申告書を作成する場合には、源泉徴収票等や登記事項証明書を忘れずに  
お持ちください。

\* 上記に加え、認定住宅など、それぞれの住宅に該当することを証する書類を添付(住宅販売会社、仲介業者等に確認)。

調書方式とは、金融機関が年末残高調書を税務署に提出し、税務署が年末残高情報等を顧客に提供する方式。  
マイナポータルを通じて税務署の提供する年末残高情報等を取得のうえ、税務署への確定申告や勤務先への年末調整手続きを行う。

# 明細書の書き方

## 購入した住宅の明細(事例)

契約日:2025年6月1日

入居日:2025年11月1日

建物の床面積:100m<sup>2</sup>

土地面積:150m<sup>2</sup>

購入価額: 土地部分10,000,000円

建物部分16,500,000円

(消費税等 1,500,000円)

居住部分:100%(事業用部分なし)

\* 認定長期優良住宅に該当

共有持分:なし(100%本人の所有)

当初借入金:22,000,000円

年末借入金:21,000,000円

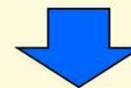
連帯債務:なし(100%本人の債務)

土地と建物の購入価額がわからない場合

<契約書の記載>

売買代金総額 26,500,000円

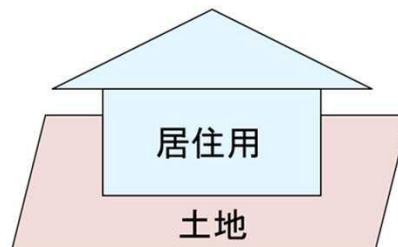
(うち消費税等の額) 1,500,000円



消費税額から建物の価額を逆算する

1,500,000円 × (110 ÷ 10) = 16,500,000円

(1円未満切り上げ)



## 明細書に必要な情報

### 不動産売買契約書

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 売買代金総額           | 5 0 0 0 0 0 0 0 0 円 |
| 土地代金             | 2 8 0 0 0 0 0 0 0 円 |
| 建物代金(税抜)         | 2 0 0 0 0 0 0 0 0 円 |
| 消費税額及び地方消費税額の合計額 | 2 0 0 0 0 0 0 0 0 円 |

②

①

③

### 建物の登記事項証明書

|                 |             |                      |                              |                  |
|-----------------|-------------|----------------------|------------------------------|------------------|
| 表題部 (主である建物の表示) | 調製          | 余白                   | 不動産番号                        | 1111111111111111 |
| 所在図番号           | 余白          |                      |                              |                  |
| 所在地             | ○○市△△町××—×× | 余白                   |                              |                  |
| 家屋番号            | ×番          | 余白                   |                              |                  |
| ①種類             | ②構造         | ③床面積 m <sup>2</sup>  | 原因及びその日付〔登記の日付〕              |                  |
| 居宅              | 木造かわらぶき2階建  | 1階 80 00<br>2階 70 00 | 令和7年10月20日新築<br>〔令和7年10月31日〕 |                  |

④

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 明細書の書き方

## 明細書に必要な情報

### 土地等の登記事項証明書

|             |                    |                     |                 |             |                  |   |   |
|-------------|--------------------|---------------------|-----------------|-------------|------------------|---|---|
| 表題部 (土地の表示) |                    | 調製                  | 余白              | 不動産番号       | 2222222222222222 | ⑤ |   |
| 地図番号        | 余白                 | 筆界特定                | 余白              |             |                  |   |   |
| 所在          | ○○市△△町××一××一×      |                     |                 | 余白          |                  |   |   |
| 家屋番号        | ×番                 |                     |                 | 余白          |                  |   |   |
| ① 地番        | ②地目                | ③ 地積 m <sup>2</sup> | 原因及びその日付【登記の日付】 |             |                  |   |   |
| ×番          | 宅地                 | 300 00              | 令和7年6月1日売買      | 【令和7年9月29日】 |                  |   | ⑥ |
| 所有者         | ○○市△△町××一××一× 国税太郎 |                     |                 |             |                  |   |   |

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 ※ 調書方式に対応していない金融機関からの借入れの場合

|                       |                                   |                         |   |
|-----------------------|-----------------------------------|-------------------------|---|
| 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 |                                   |                         |   |
| 住宅取得資金の借入<br>れ等をしている者 | 住所                                | ○○市△△町××一××一×           |   |
|                       | 氏名                                | 国税太郎                    |   |
| 住宅借入金等の内訳             | 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等          |                         |   |
| 住宅借入金等の金額             | 年末残高                              | 49,000,000 円            | ⑦ |
|                       | 当初金額                              | 令和7年10月31日 50,000,000 円 |   |
| 償還期間又は賦払期間            | 令和7年11月から<br>令和37年10月まで の 30 年 月間 |                         |   |
| (摘要)                  |                                   |                         |   |

## 明細書

### 令和 07 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

F A 4 0 2 6

#### 1 住所及び氏名

|      |     |                           |          |
|------|-----|---------------------------|----------|
| 住所   | 〒 - | 整理番号                      | □□□□□□□□ |
| 電話番号 | ( ) | (共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。 |          |
| フリガナ |     | フリガナ                      |          |
| 氏名   |     | 氏名                        |          |

#### 2 新築又は購入した家屋等に係る事項

|                            |         | 家屋に関する事項   | 土地等に関する事項 |
|----------------------------|---------|--|-----------|
| 居住開始年月日                    | ⑥       | 平成 □□□□□□□□ (平成 □□□□□□□□)<br>令和 □□□□□□□□ (令和 □□□□□□□□)   |           |
| 契約日                        | 区 分 (④) | ⑦ 平成 □□□□□□□□ (平成 □□□□□□□□)<br>令和 □□□□□□□□ (令和 □□□□□□□□) |           |
| 補助金等控除前の取扱額                | ⑧       | 165000000  | 100000000 |
| 交付を受ける補助金等の額               | ⑨       |  |           |
| 取得対価の額 (⑧ - ⑨ (⑨ - ⑩))     | ⑩       | 165000000  | 100000000 |
| 総(床)面積<br>※小数点以下第2位まで書きます。 | ⑪       | 100.00   | 150.00    |
| うち居住用部分の(床)面積              | ⑫       | 100.00   | 150.00    |

#### 3 増改築等をした部分に係る事項

| 居住開始年月日           | 平成 □□□□□□□□ (平成 □□□□□□□□)<br>令和 □□□□□□□□ (令和 □□□□□□□□)   |
|-------------------|--|
| 契約日               | ⑦ 平成 □□□□□□□□ (平成 □□□□□□□□)<br>令和 □□□□□□□□ (令和 □□□□□□□□) |
| 補助金等控除前の増改築等の費用の額 | ⑬ □□□□□□□□   |
| 交付を受ける補助金等の額      | ⑭ □□□□□□□□   |
| 増改築等の費用の額 (⑬ - ⑭) | ⑮ □□□□□□□□   |
| ⑮のうち居住用部分の金額      | ⑯ □□□□□□□□   |
| 増改築等をした家屋の総床面積    | ⑰ □□□□□□□□   |

「区分」は、新築は「1」、買取再販は「3」、中古は「4」、契約日は記入不要

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 明細書の書き方

緒に提出してください。

## 4 家屋や土地等の取得対価の額

|   | Ⓐ 家屋  | Ⓑ 土地等                                       | Ⓒ 合計                 | Ⓓ 増改築等                                      |
|---|---|---|----------------------|---|
| あなたの共有持分<br>※共有の場合のみ書いてください。              | (1) <input type="text"/> / <input type="text"/> | <input type="text"/> / <input type="text"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> / <input type="text"/> |
| (Ⓐ + Ⓛ) × (1)<br>※共有でない場合は、Ⓐ、Ⓑ、Ⓐを書いてください。 | (2) <b>16500000</b>                             | <b>10000000</b>                             | <b>26500000</b>      | <input type="text"/> 円                      |
| 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等                      | (3) <input type="text"/>                        | <input type="text"/>                        | <input type="text"/> | <input type="text"/> 円                      |
| あなたの持分に係る取得対価の額等<br>(2) - (3)             | (4) <b>16500000</b>                             | <b>10000000</b>                             | <b>26500000</b>      | <input type="text"/> 円                      |

## 5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

|        |    |     |  |   |   |    |
|--------|----|-----|--|---|---|----|
| なし又は5% | 8% | 10% | 税率が10%の場合にⒶ、Ⓑに含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額<br>(契約書等に記載された消費税額) | 円 | 夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は販売再販住宅に入居したときは、右の欄に該当する数字を書いてください。 <sup>(注)</sup> | 区分 |
|--------|----|-----|--|---|---|----|

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 特例対象個人とは | 次のいずれかに該当する方をいいます。  |  |
|          | ① 年齢が40歳未満、かつ、配偶者を有する方<br>② 年齢が40歳以上、かつ、年齢が40歳未満の配偶者を有する方<br>③ 年齢が19歳未満の扶養親族を有する方<br>※ 年齢又は配偶者若しくは扶養親族に該当するかどうかの判定は、令和7年12月31日（これらの方が年の途中で死亡した場合には、その死亡の時）の現状によります。 |  |

## <特例対象個人に係る事項等>

「7」を記入 ⇒ 「本人が40未満で、かつ、配偶者あり」または

「本人は40歳以上、かつ、40歳未満の配偶者あり」

「8」を記入 ⇒ 「上記7には該当せず、かつ、19歳未満の扶養親族あり」

「9」を記入 ⇒ 「上記7にも、8にも該当する場合」

## 7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

|  | Ⓔ 住宅のみ                         | Ⓕ 土地等のみ                    | Ⓖ 住宅及び土地等            | Ⓓ 増改築等                               |
|--|--------------------------------|----------------------------|----------------------|--------------------------------------|
| 新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高                              | (5) <input type="text"/>       | <input type="text"/>       | <b>21000000</b>      | <input type="text"/> 円               |
| 連帯債務に係るあなたの負担割合<br>(付表)の(4)の割合                         | (6) <input type="text"/>       | <input type="text"/>       | <b>100.00</b>        | <input type="text"/> %               |
| 連帯債務がない場合には、100.00と書きなさい。                              |                                |                            |                      |                                      |
| 住宅借入金等の年末残高<br>(付表)の(6)の金額                             | (7) <input type="text"/>       | <input type="text"/>       | <b>21000000</b>      | <input type="text"/> 円               |
| 連帯債務がない場合には、(6)の金額を書きなさい。                              |                                |                            |                      |                                      |
| ④と⑦のいずれか少ない方の金額  | (8) <input type="text"/>       | <input type="text"/>       | <b>21000000</b>      | <input type="text"/> 円               |
| 居住用割合<br>※90%以上である場合には、100.0と書きなさい。                    | (9) $\frac{④}{⑦}$ <b>100.0</b> | $\frac{④}{⑦}$ <b>100.0</b> | <b>100.0</b>         | $\frac{④}{⑦}$ <input type="text"/> % |
| 居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高<br>(8) × (9)                       | (10) <input type="text"/>      | <input type="text"/>       | <b>21000000</b>      | <input type="text"/> 円               |
| 住宅借入金等の年末残高の合計額<br>(E)の(10)+(F)の(10)+(G)の(10)+(H)の(10) |                                |                            |                      |                                      |
| ※ (1)の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額(11)」欄に転記します。              |                                |                            | (11) <b>21000000</b> | <input type="text"/> 円               |

## 8 特定の増改築等に係る事項

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

|   |                       |                   |                     |                        |
|---|-----------------------|-------------------|---------------------|------------------------|
| 次の12欄から16欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。 | (12) 高齢者等居住改修工事等の費用の額 | (13) 断熱改修工事等の費用の額 | (14) 特定断熱改修工事等の費用の額 | (15) 特定多世帯同居改修工事等の費用の額 |
|---|-----------------------|-------------------|---------------------|------------------------|

明細書「二面」から転記

## 9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。

番号 **1** (10) **147000**

## 10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要しない方は、右の「要しない」の文字を○で囲んでください。

|     |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |
|-----|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 整理欄 | <input type="checkbox"/> |
|     |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |                          |

# 明細書の書き方

## 令和07年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

氏名

| 住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。 |                |                                     |                        |   |                                   |   | ⑪                            | 21000000   |   |          |                                   |
|----------------------------------|----------------|-------------------------------------|------------------------|---|-----------------------------------|---|------------------------------|--|---|----------|-----------------------------------|
| 番号                               | 居住の用に供した日等     |                                     |                        | 算式等   | (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) | 番号                                      | 居住の用に供した日等                   |  |   | 算式等      | (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て) |
| 番号<br>1                          | 認定長期優良住宅又は認定住宅 | 令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合 | 新築住宅又は買取再販住宅           | 令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居<br>令和4年中若しくは令和5年中に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が入居 | ⑪×0.007= 20<br>⑪×0.007= 20        | (最高31万5千円)<br>00<br>(最高35万円)<br>1470 00 | 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等<br>中古住宅 | 令和3年中に居住の用に供した場合   | 住宅の増改築等が特定取得に該当するとき<br>⑪の金額(最高1,000万円)<br>.....⑪( )<br>⑪の金額( )×0.02<br>+ ((⑪-⑪)×0.01 = 20<br>00 | 20<br>00 |                                   |
|                                  | 認定住宅           | 平成28年1月1日から令和3年12月31日まで             | 住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき | ⑪×0.01= 20  | (最高50万円)<br>00                    | (最高30万円)<br>00                          | 7                            | 住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき<br>⑪の金額(最高1,000万円)<br>.....⑪( )<br>⑪の金額( )×0.02<br>+ ((⑪-⑪)×0.01 = 20<br>00 | 20<br>00  |          |                                   |

二面

提出用

## 源泉徴収票

### 源泉徴収票

#### 令和 7 年分 給与所得の源泉徴収票

|                       |                 |                         |                         |                   |             |
|-----------------------|-----------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|-------------|
| 支 払 を受ける者             | 住 所 又 は居 所      |                         |                         | (受給者番号)           |             |
|                       |                 |                         |                         |                   |             |
|                       |                 | 氏名                      | (フリガナ)                  |                   |             |
| 種 別                   | 支 払 金 額         | 給与所得控除後の金額<br>(調整控除後)   | 所得控除の額の合計額              | 源 泉 徴 収 税 額       |             |
| 給料・賞与                 | 内<br>7,000,000  | 内<br>5,200,000          | 内<br>2,160,754          | 内<br>210,700      |             |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等       | 配偶者(特別)<br>控除の額 | 控除対象扶養親族の数<br>(配偶者を除く。) | 16歳未満扶養親族の数<br>(本人を除く。) | 障害者の数<br>(本人を除く。) | 非居住者である親族の数 |
| 有                     | 老人<br>380,000   | 特定<br>人<br>内<br>人<br>人  | 人<br>内<br>人             | 内<br>人            | 人           |
| *                     |                 | 徒有                      | 徒人                      | 徒人                | 徒人          |
| 社会保険料等の金額             | 生命保険料の控除額       | 地震保険料の控除額               | 住宅借入金等特別控除の額            |                   |             |
| 内<br>0 円<br>1,005,954 | 内<br>100,000    | 内<br>44,800             | 内<br>0                  |                   |             |

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

## 事例

### 家族構成

夫：会社員（39歳）

\* 昭和61年5月5日生まれ

妻：パート勤務（配偶者控除の対象）

子：2人（小学生と幼稚園生）

### 確定申告の内容

2025年に戸建て住宅を購入し、11月に入居。住宅ローン控除の適用を受けるために確定申告を行う。住宅および土地の名義はすべて夫名義。なお、過去において、医療費控除のため確定申告をしたことがあるが、確定申告書の書き方等についてはほとんど覚えていない。

## 所得税のしくみ

### 所得とは

#### 個人事業主

|              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 売上<br>(収入金額) | 利益<br>(事業所得)<br>諸経費等<br>(必要経費) |
|--------------|--------------------------------|

#### 給与所得者

|                |                          |
|----------------|--------------------------|
| 額面金額<br>(収入金額) | 給与所得<br>給与所得控除<br>(必要経費) |
|----------------|--------------------------|

$$\text{所得} = \text{収入金額} - \text{必要経費}$$

# 所得税のしくみ

## 給与所得の計算

(事例)

$$7,000,000\text{円} \times 0.9 - 1,100,000\text{円} = 5,200,000\text{円} \text{(給与所得)}$$

| Step ① 給与等の収入金額         |                |
|-------------------------|----------------|
| (合計) 円                  |                |
| <b>A</b>                |                |
| 給与等の収入金額(税込)            |                |
| ~ 650,999円              | 0 円            |
| 651,000円 ~ 1,899,999円   | 円              |
| 1,900,000円 ~ 3,599,999円 | 円              |
| 3,600,000円 ~ 6,599,999円 | 円              |
| 6,600,000円 ~ 8,499,999円 | 円              |
| 8,500,000円 ~            | 円              |
| 給与所得控除後の給与等の金額          |                |
| [A] の金額                 | 給与所得控除後の給与等の金額 |
| ~ 650,999円              | 0 円            |
| 651,000円 ~ 1,899,999円   | 円              |
| 1,900,000円 ~ 3,599,999円 | 円              |
| 3,600,000円 ~ 6,599,999円 | 円              |
| 6,600,000円 ~ 8,499,999円 | 円              |
| 8,500,000円 ~            | 円              |

※ 1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

## (参考)103万円の壁対策① 給与所得控除の最低保証額の引き上げ

### ■ 改正の概要

給与所得控除の最低保障額を55万円から65万円に引き上げる(他の改正はなし)

### ■ 実施時期

2025年分の所得税から

| 給与収入(A)   | 給与所得控除額                             |                              |
|-----------|-------------------------------------|------------------------------|
|           | 改正前                                 | 改正後                          |
| 162.5万円以下 | 55万円                                |                              |
| 180万円以下   | $A \times 40\% - 10\text{万円}$       | 65万円                         |
| 190万円以下   |                                     |                              |
| 360万円以下   | $A \times 30\% + 8\text{万円}$        | $A \times 30\% + 8\text{万円}$ |
| 660万円以下   | $A \times 20\% + 44\text{万円}$       |                              |
| 850万円以下   | $A \times 10\% + 110\text{万円}$      |                              |
| 850万円超    | 195万円 (* 所得金額調整控除の対象となる場合には最大210万円) |                              |

### ■ 給与収入が190万円超の人に関しては、改正の影響はない

$$* (\text{改正前}) 190\text{万円} \times 30\% + 8\text{万円} = 65\text{万円}$$

# 所得税のしくみ

## 所得控除

| 主な所得控除項目 |               | 控除の内容  |
|----------|---------------|--|
| 年末調整の対象  | 社会保険料控除       | 健康保険、厚生年金、介護保険等の社会保険料に対する控除                              |
|          | 生命保険料控除       | 支払った生命保険料の一定額を控除   |
|          | 地震保険料控除       | 支払った地震保険料を控除   |
|          | 扶養控除          | 子や親など、被扶養親族がいる場合の控除                                      |
|          | 特定親族特別控除      | 一定の所得がある特定扶養親族(19歳~22歳)に対する控除                            |
|          | 配偶者控除・配偶者特別控除 | 配偶者が一定の要件に該当する場合、最大で38万円を控除<br>(配偶者が70歳以上なら最大48万円)       |
| 対象外      | 基礎控除          | 所得金額に応じて控除額が遞減(2,500万円超で控除額ゼロ)                           |
|          | 雑損控除          | 災害や盗難等により住宅や家財などが損害を受けた場合の控除                             |
|          | 寄付金控除         | 国、地方公共団体などに寄付をした場合の控除(ふるさと納税のワンストップサービスを利用する場合には年末調整の対象) |
|          | 医療費控除         | 医療費が一定額以上ある場合の控除   |

確定申告をする場合には(住宅ローン控除のための申告を含む)、ふるさと納税のワンストップサービスは利用できない(寄付金控除として確定申告する必要あり)

| 種別                 | 支払金額             | 給与所得控除後の金額<br>(調整控除後)                  | 所得控除の額の合計額              | 源泉徴収税額                 |
|--------------------|------------------|--|-------------------------|------------------------|
| 給料・賞与              | 内 円<br>7,000,000 | 内 円<br>5,200,000                       | 内 円<br>2,160,754        | 内 円<br>210,700         |
| (源泉)控除対象配偶者の有無等    | 配偶者(特別)<br>控除の額  | 控除対象扶養親族の数<br>(配偶者を除く。)                | 16歳未満扶養親族の数<br>(本人を除く。) | 障害者の数<br>(本人を除く。)      |
| 老人                 | 特 定              | 老 人                                    | その他の数                   | 非居住者である親族の数            |
| 有 従有               | 人 円<br>380,000   | 人 徒 人<br>内 人 徒 人<br>内 人 徒 人<br>内 人 徒 人 | 人<br>内 人<br>内 人<br>内 人  | 人<br>内 人<br>内 人<br>内 人 |
| 社会保険料等の金額          | 生命保険料の控除額        | 地震保険料の控除額                              | 住宅借入金等特別控除の額            |                        |
| 内 0 円<br>1,005,954 | 内 円<br>100,000   | 内 円<br>44,800                          | 内 円                     |                        |

配偶者控除 : 380,000円

生命保険料控除 : 100,000円

基礎控除 : 630,000円

社会保険料控除 : 1,005,954円

地震保険料控除 : 44,800円

(合計) 2,160,754円

## (参考)103万円の壁対策② 基礎控除の引き上げ

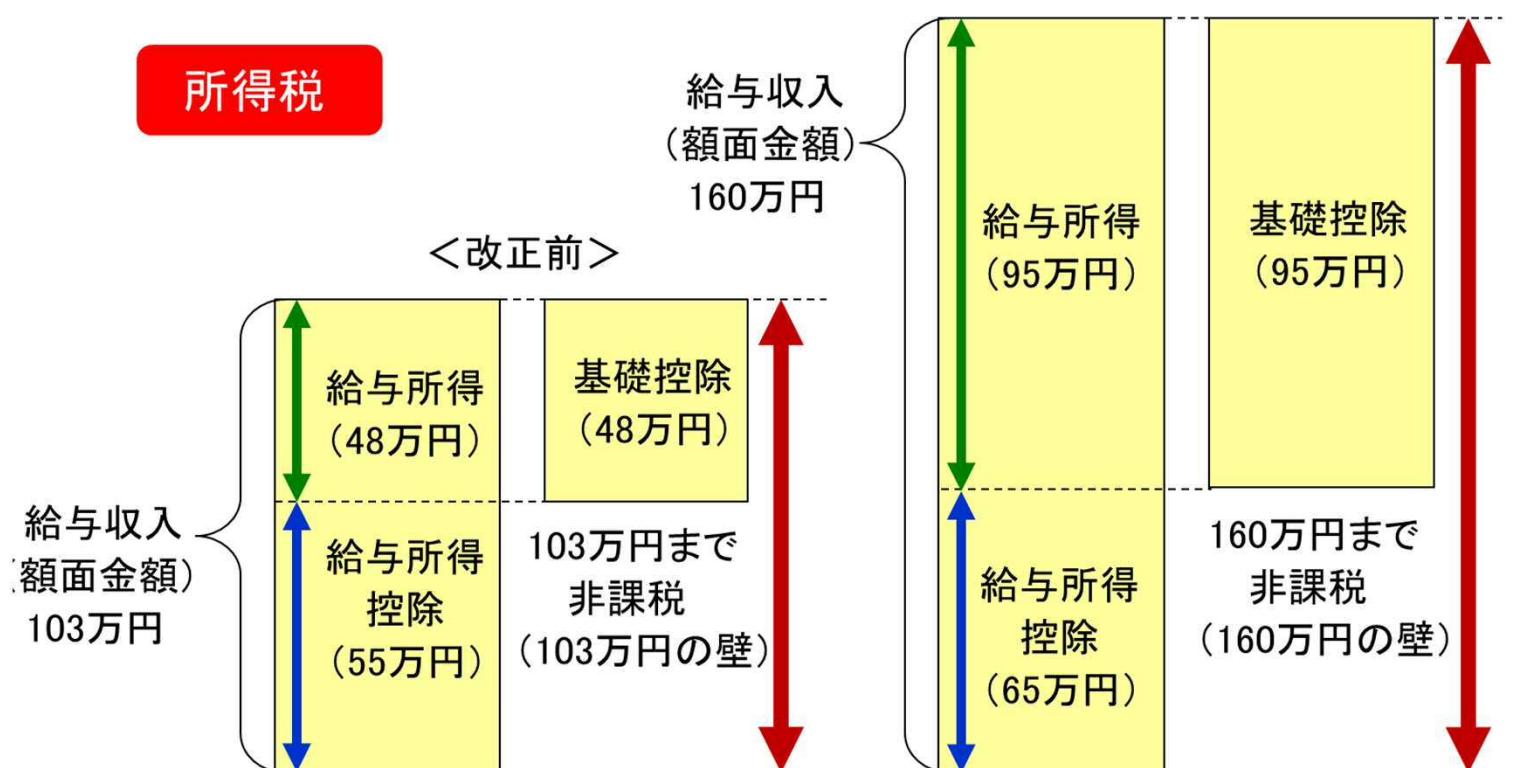
■ 改正の概要:本人の所得金額に応じ、基礎控除額を引き上げる

| 本人の<br>合計所得金額 | 所得税  |       | 住民税<br>(改正なし) |
|---------------|------|-------|---------------|
|               | 改正前  | 2025年 |               |
| 132万円以下       | 48万円 | 95万円  | 43万円          |
| 336万円以下       |      | 88万円  |               |
| 489万円以下       |      | 68万円  |               |
| 655万円以下       |      | 63万円  |               |
| 2,350万円以下     |      | 58万円  |               |
| 2,400万円以下     |      | 48万円  |               |
| 2,450万円以下     | 32万円 |       | 29万円          |
| 2,500万円以下     | 16万円 |       | 15万円          |
| 2,500万円超      | 0円   |       | 0円            |

■ 実施時期:2025年分の所得税から適用(特例は2025年のみ)

■ 103万円の壁を160万円に

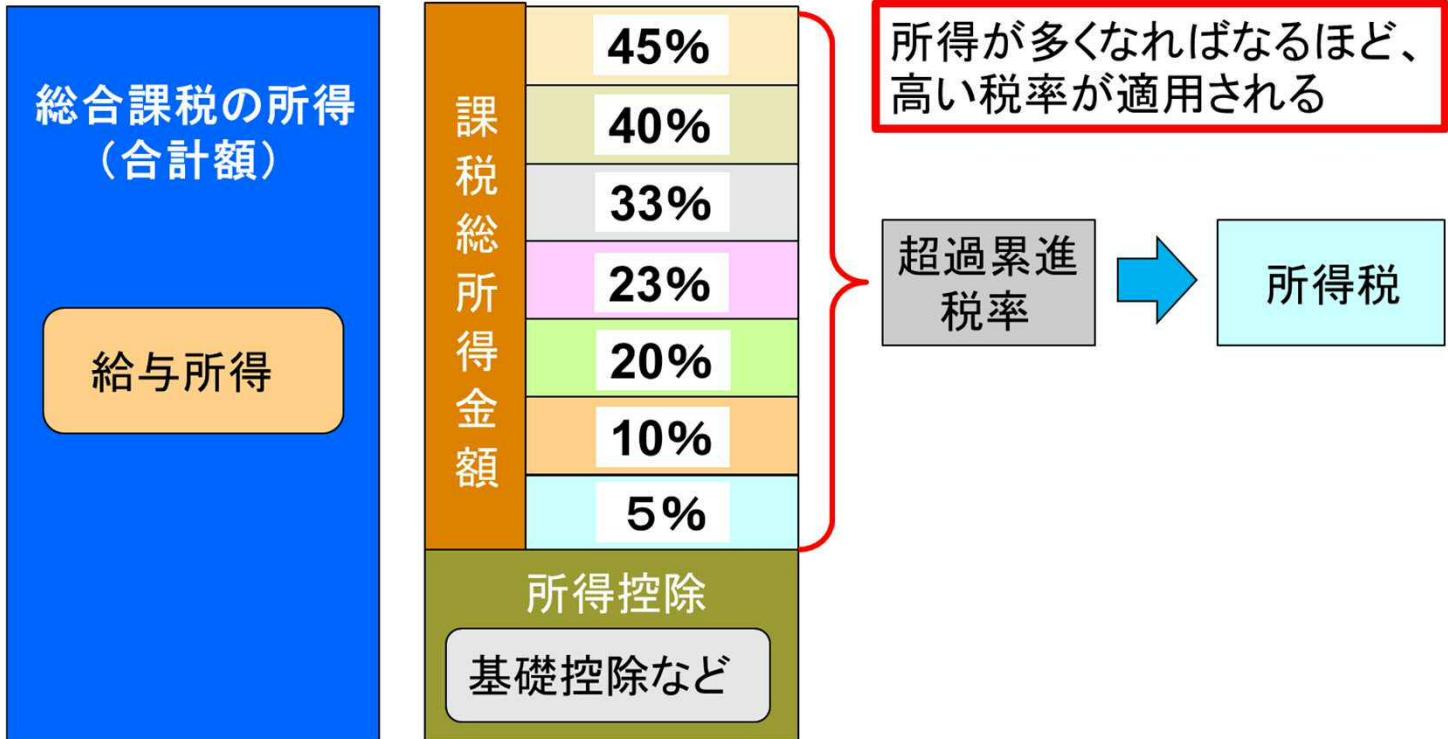
<改正後>



\* 住民税については、基礎控除の改正はない(引き上げは行われていない)

# 所得税のしくみ

## 超過累進税率



## 超過累進税率

### (事例)

A : 5,200,000円(給与所得)

B : 2,160,754円(所得控除合計)

C : A - B = 3,039,246円

### (税額)

3,039,000円(千円未満切捨) ×

0.1 - 97,500円 = 206,400円

### 課税される所得金額の計算欄

|                     |              |        |
|---------------------|--------------|--------|
| 所得金額の合計             | (第一表⑫欄の金額)   | 円      |
| 所得から差し引かれる<br>金額の合計 | (第一表⑬欄の金額)   | 円      |
| 差引金額(※)<br>(A - B)  | (千円未満の端数切捨て) | ,000 円 |

※ 1,000円未満の場合(赤字の場合を含む。)は、0円となります。

### 課税される所得金額に対する税額の計算欄

| ○の金額                    | 課税される所得金額に対する税額       | 円 |
|-------------------------|-----------------------|---|
| 0円                      | 0 円                   | 円 |
| 1,000円～1,949,000円       | ○ × 0.05              | 円 |
| 1,950,000円～3,299,000円   | ○ × 0.1 - 97,500円     | 円 |
| 3,300,000円～6,949,000円   | ○ × 0.2 - 427,500円    | 円 |
| 6,950,000円～8,999,000円   | ○ × 0.23 - 636,000円   | 円 |
| 9,000,000円～17,999,000円  | ○ × 0.33 - 1,536,000円 | 円 |
| 18,000,000円～39,999,000円 | ○ × 0.4 - 2,796,000円  | 円 |
| 40,000,000円～            | ○ × 0.45 - 4,796,000円 | 円 |

# 所得税のしくみ

## 復興特別所得税

(出所)確定申告の手引き

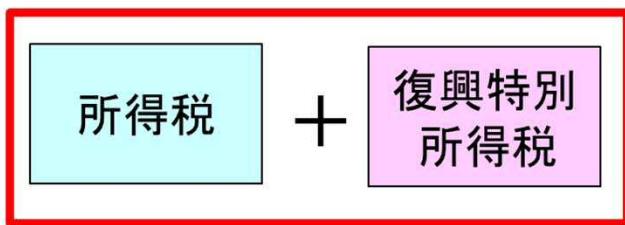
税額 = (住宅ローン控除の)所得税額 × 2.1%

(事例)  $206,400\text{円} \times 2.1\% = 4,334\text{円}$

所得税 + 復興特別所得税 =  $206,400\text{円} + 4,334\text{円} = 210,734\text{円}$

## 年末調整の仕組み

<納付すべき税額>



確定申告  
年末調整

<源泉徴収税額>

所得税・  
復興特別  
所得税

(事例)

納付すべき税額 =  $210,734\text{円}$   
源泉徴収税額 =  $210,700\text{円}$   
(100円未満切り捨て)

給与所得者は、年末調整により精算が完了

基本的には確定申告の必要はない

## 確定申告が必要な人

- ・年末調整が行われていない人
- ・給与収入(額面)が2,000万円を超える人

## 確定申告をすべき人

- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を初めて受ける年
- ・雑損控除、医療費控除、寄附金控除の適用を受ける人(ふるさと納税のワンストップサービスの適用を受ける場合を除く)
- ・年末近くに生命保険に加入したことなどにより、生命保険料控除の手続きが年末調整に間に合わなかった人(忘れていた人)、など

\* 住宅ローン控除に関しては、2年目以降は税務署から送られてくる用紙に必要事項を記入して会社に提出することにより、年末調整で対応可(確定申告は不要)

\* 住宅ローン控除の確定申告をすると、ワンストップサービスの適用は受けられない

# 住民税

## 住民税

- ・住民税の税額計算方法(所得割)は、所得税とほぼ同じ(他に均等割等が年5,000円)
  - \* 所得控除の額が住民税の方が少ない点と、税率が一律10%である点が異なる
- ・2025年分の所得に対する住民税は、2026年6月から1年かけて給与から天引き

\* 所得税から引き切れない住宅ローン控除の金額は、住民税から控除できる  
ただし、「所得控除差引後の所得金額×5%」と「97,500円」の少ない方の金額まで

| 種 別       | 支 払 金 額        | 給与所得控除後の金額<br>(調整控除後) | 所得控除の額の合計額     | 源 泉 徴 収 税 額  |
|-----------|----------------|-----------------------|----------------|--------------|
| 給 料 ・ 賞 与 | 内<br>7,000,000 | 内<br>5,200,000        | 内<br>2,160,754 | 内<br>210,700 |

住民税の概算 = (給与所得控除後の金額 - 所得控除の額の合計額) × 10%  
+ 所得税と住民税の基礎控除の差額 × 10% (これより少し多い)  
(計算例) (5,200,000円 - 2,160,754円) × 10% + (63万円 - 43万円) × 10% = 約32.4万円  
\* 配偶者控除、扶養控除、生命保険・地震控除等がある場合、これより少し多くなる

## 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

Google 提供 検索

本文へ English 読み上げ・文字拡大 使用方法 利用者別に調べる サイトマップ  
音声読み上げツール起動

緊急のお知らせ

・令和7年青森県東方沖を震源とする地震により被害を受けられた皆様へ（災害関連情報）（令和7年12月9日）  
・半期小額税非課税における影響を基にス派活事業者の皆様へ（令和7年1月25日）

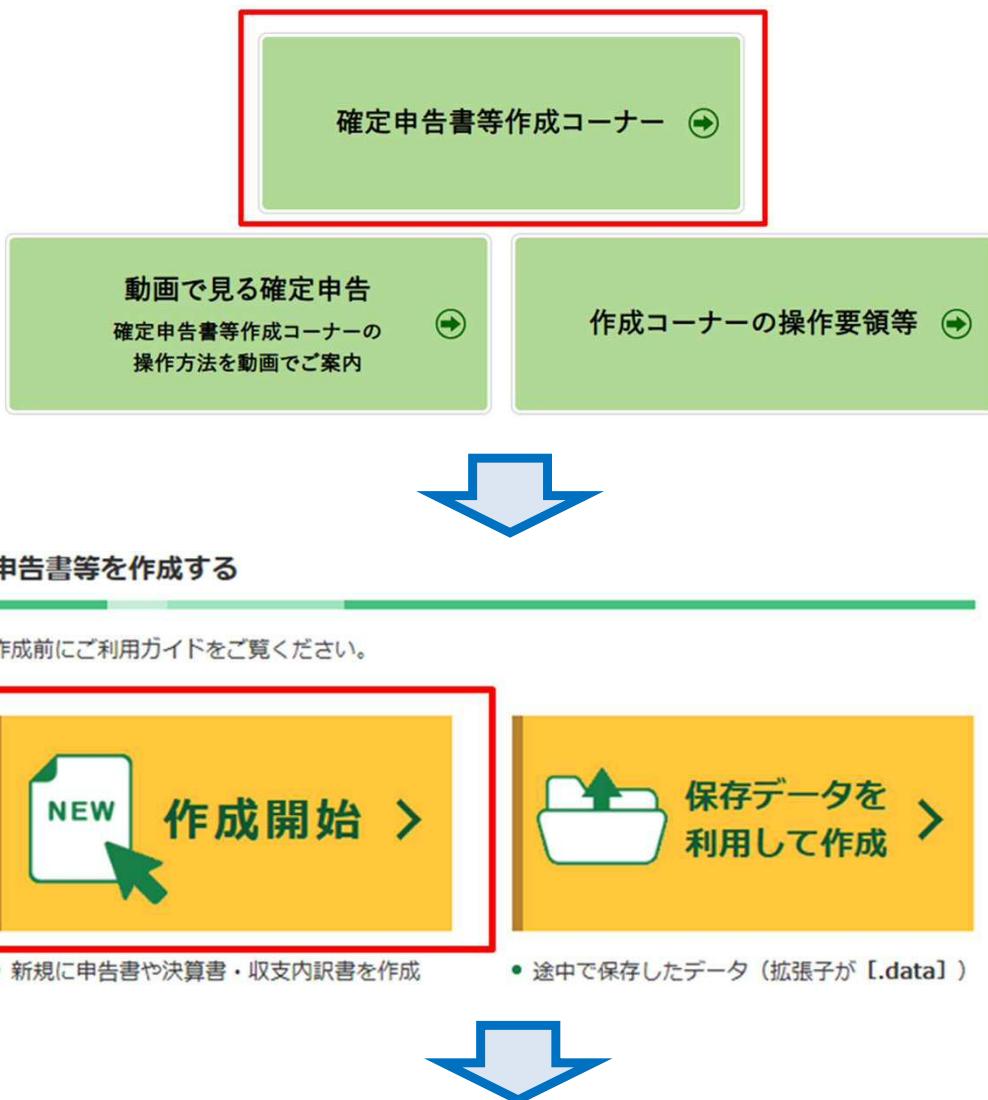
令和7年分 確定申告特集

確定申告情報

確定申告書等を作成する

申告が必要かなどを調べる  
インボイス発行事業者の登録を受けた方もこちら

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー



## 税務署への提出方法の選択

### 提出方法に関する質問

- マイナンバーカードをお持ちですか。  
※ 電子証明書の有効期限切れにご注意ください。
- 電子証明書の有効期限とは

はい

いいえ

### 提出方法の選択

e-Tax (ID・パスワード方式) > 書面 >

※ 税務署で発行されたID・パスワードを利用する方法です。

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

確認



**i** 国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、郵送や窓口等で申告書等の提出の際、控えへの收受日付印の押なつを行っておりません。**

なお、e-Taxにより申告書等を提出する場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができるほか、**様々なメリット**があります。

戻る

このまま次へ進む

① 年齢 30～39歳

② 職業 会社員（公務員、団体職員を含む）・パート・アルバイト

③ 確定申告は初めてですか？  はい  いいえ

④ 書面提出を選択した理由を次の中からお選びください

- マイナンバーカードを取得していない又はマイナンバーカード読み取対応のスマートフォンを持っていないから
- 毎年、書面で提出して慣れているから
- ICカードリーダライタの取得に費用や手間がかかるから
- e-Taxのセキュリティに不安があり、インターネットを利用した申告に抵抗があるから
- 添付書類を書面で提出する必要があるから
- e-Taxの操作や入力がわからないから

確認



**i** e-Taxをご利用いただくことで、ほとんどの書類を添付・郵送することなく、確定申告ができます。更に、マイナポータル連携をご利用いただくことで、給与、医療費、ふるさと納税などの情報を自動入力できて便利です（書類の管理・保管も不要）。なお、提出する必要がある一部の書類についても、e-Taxからイメージデータ（PDF形式）で提出することができます。この機会に是非、マイナンバーカードを利用したe-Tax申告をご検討ください。

提出方法を変更する

このまま次へ進む

申告書等印刷を行う前の確認

ご利用のための事前確認を行います

戻る

利用規約に同意して次へ

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 作成する申告書等の選択

作成する申告書等と年分を選択してください。

令和7年分の申告書等の作成

過去の年分の申告書等の作成

令和7年分の申告書等の作成

所

所得税

所得税の確定申告書を作成します（医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など）。

青色 白色  
決 所

決算書・収支内訳書  
(+所得税)

事業所得や不動産所得、雑業務に係る雑所得のある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

不動産所得・事業所得がある人などはこちら

消

消費税

個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

贈

贈与税

財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

## xmlデータの読み込み

### xmlデータの読み込み

医療費通知、寄附金控除や株式の特定口座年間取引報告書など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。

ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ 電子データ（xml形式）は、この後の画面では読み込むことはできません。

※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようご注意ください。

※ 医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込めません。

[この画面で読み込み可能なデータはこちら](#)

ファイルを選択

戻る

次へ

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 本人情報の確認

申告者本人の生年月日 必須

昭和61(1986) ▾

5 ▾

5 ▾

## 申告する所得の選択

申告する所得を **全て** 選択してください。

> 申告する所得がどの所得に該当するか分からない場合 □

> こんな収入の申告漏れにご注意 □

### 給与収入がある方、年金収入がある方、退職金を受け取った方

給与

※：確定申告をする場合には、年末調整を受けた給与所得も含めて申告が必要です



## 申告する所得に関する質問

### 給与所得に関する質問

Q お持ちの「給与所得の源泉徴収票」は1枚のみですか？

1枚のみ

2枚以上ある

Q 勤務先で年末調整が済んでいますか？

> 年末調整が済んでいるか確認する方法 □

済んでいる

Q 確定申告において社会保険料や生命保険料を追加したり扶養親族を変更するなど、年末調整の内容を変更しますか？

> 年末調整の内容の変更に該当するか不明な場合 □

変更しない



Q 以下のいずれかに該当しますか？

- 税務署から予定納税額の通知を受けている

該当する

該当しない

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 給与所得の源泉徴収票の入力

「給与所得の源泉徴収票」に記載されているとおりに、入力してください。

A 支払金額（円）

7,000,000

B 給与所得控除後の金額（円）

※入力不要です。

C 所得控除の額の合計額（円）

2,160,754

D 源泉徴収税額（円）

※：2段で記載されている場合、下の段の金額

210,700

E 住宅借入金等特別控除の額

記載あり

記載なし

F 所得金額調整控除額

記載あり

記載なし

### (参考)所得金額調整控除

給与収入が850万円を超える、「特別障害者である配偶者または親族を扶養する人」「16歳以上23歳未満の子供を扶養する人」などに該当する場合に、最大15万円の控除が認められる。

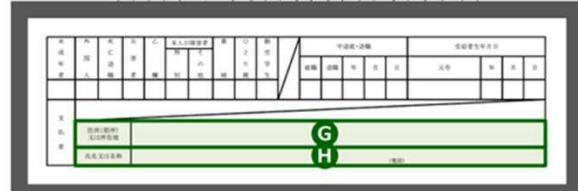
# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

G 支払者の住所（居所）又は所在地  
※：28文字以内（ビル名等省略可、法人番号でも代替可）

○○市△△町X-X

H 支払者の氏名又は名称  
※：28文字以内

○○株式会社



## 計算結果

X

入力された内容を基に計算した所得金額等は、以下のとおりです。

給与所得金額  
5,200,000円

確認のみ

閉じる



## 所得・控除の入力

### 選択された所得の入力

給与収入がある方

給与収入があり、「給与所得の源泉徴収票」をお持ちの方

給与所得



入力あり



給与所得の金額を表示する

確認のみ

### 支出に関する控除の入力

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## ふるさと納税などの寄附をした方 ? □

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除



## 住宅に関する控除の入力

### 住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方 ? □

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

控除期間：10年又は13年

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除



### 家屋の改修工事などを行った方 ? □

家屋の耐震改修などの改修工事、認定住宅の新築等を行った方

控除期間：原則1年

住宅耐震改修特別控除等



## 住宅の取得形態等の選択



### 取得形態の選択

※：「既に計算明細書を作成された方」や「災害に係る住宅借入金等特別控除の適用を受ける方」は選択不要です。

「既に計算明細書を作成された方」や「災害に係る住宅借入金等特別控除の適用を受ける方」から入力してください。

ご自身に当てはまるものを選択してください。

住宅の新築又は土地付きの新築住宅を購入した



▶ 取得形態が分からぬ場合（具体例など）□

### 居住を始めた年月日等の入力

住宅に居住を始めた年月日

※：引っ越しをした日など、実際に入居した日を入力してください。

令和7(2025)



11



1



# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 住宅や土地についての質問

あなたが取得した住宅等に関する質問にお答えください。

### 共有者・建物の種類等

Q 住宅に関して共有者はいますか？

> [登記事項証明書の見方を表示](#)

共有者あり  共有者なし

Q 住宅はマンションなどの区分建物ですか？

> [区分建物とは](#)

区分建物  区分建物以外

Q 土地を借入金等により購入しましたか？

購入した  購入していない

Q 土地に関して共有者はいますか？

> [登記事項証明書の見方を表示](#)

共有者あり  共有者なし

### 借入金に関する質問

Q 借入金等の借入先は1か所ですか？

はい  いいえ

Q その借入金等は調査方式に対応したものですか？

> [調査方式とは](#)

対応している  対応していない

※：借入先の金融機関等が調査方式に対応しているか確認してください。

> [調査方式に対応した金融機関の一覧を確認する](#)

### 認定住宅等の該当

Q 認定長期優良住宅や省エネ住宅等の認定住宅等に該当しますか？

> [認定住宅等とは](#)

該当する  該当しない

### 補助金・贈与の特例の有無

Q 住宅等の取得に関し、補助金等の交付を受けていますか？

> [該当する補助金等を確認する](#)

※：これから交付を受ける予定の方も見込み額で計算する必要がありますので、「受けている」を選択してください。

受けている  受けていない

Q 贈与税を申告して住宅取得等資金の贈与に関する特例の適用を受けていますか？

※：これから贈与税の申告をする場合も「受けている」を選択してください。

※：住宅取得等資金の贈与税の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例の適用がある場合は「受けている」を選択してください。

> [住宅取得等資金の贈与税の非課税について確認する](#)

受けている  受けていない

> [住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例について確認する](#)

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

**配偶者の有無**

Q 居住を始めた年の12月31日において、配偶者の方はいましたか？

いる いない

Q その配偶者は、本年分の申告において、同一生計配偶者ですか？  
※：配偶者控除を受ける非居住者の場合又は他の親族の扶養控除等の対象となっている場合は「いいえ」を選択してください。

▶ 居住を始めた年と本年とで配偶者の現況が異なる方はこちら ▶  
▶ 各用語の解説はこちら ▶

Q いる ない

**扶養親族の有無**

Q 居住を始めた年の12月31日において、19歳未満の扶養親族の方はいましたか？

いる ない

Q その中に、本年分の申告において、以下のいずれかを満たす扶養親族の方はいますか？

- 16歳以上の扶養親族で非居住者の方
- 他の親族の控除対象となっている方

※：16歳未満の扶養親族を含みます

▶ 居住を始めた年と本年とで扶養親族の現況が異なる方はこちら ▶  
▶ 各用語の解説はこちら ▶

Q いる ない

証明書の発行を希望しない場合

戻る 次へ

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の入力

基本情報入力 > 事前準備確認 > 必要事項入力 > 計算結果確認

**必要書類と適用要件の確認**

## 必要書類の確認

控除額の計算に必要ですので、以下の全ての書類があることを確認してください。

- ✓ 住宅の売買契約書や工事請負契約書など
- ✓ 土地の売買契約書など
- ✓ 住宅の登記事項証明書など
- ✓ 土地の登記事項証明書など
- ✓ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書
- ✓ 認定住宅等に係る住宅借入金等特別控除を選択する場合は、取得した住宅の種類に応じて、以下の書類も必要です。
  - 認定長期優良住宅に該当する場合
    - 長期優良住宅建築等計画の認定通知書

**確認のみ**

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 契約書の内容の入力

契約書等の内容を入力してください。

### 住宅の取得対価の額

住宅の取得対価の額（円・税込）

※：契約書には「請負代金」又は「売買代金」などと記載されています。

- › [住宅と土地の金額が分かれていない場合の入力方法](#)
- › [住宅の取得対価の額に含まれる費用等の範囲を確認する](#)

16,500,000

### 土地の取得対価の額

土地の取得対価の額（円・税込）

※：契約書には「売買代金」などと記載されています。

- › [土地の取得対価の額に含まれる費用等の範囲を確認する](#)

10,000,000

## 住宅の登記事項証明書等の内容の入力

住宅の登記事項証明書等の内容を入力してください。

- › [入力の見本を表示](#)

住宅の床面積（m<sup>2</sup>）

※：小数点第2位まで入力してください。

100 . 00

## 土地の登記事項証明書等の内容の入力

土地の登記事項証明書等の内容を入力してください。

### 地積（土地の面積）

地積（土地の面積）（m<sup>2</sup>）

- › [入力の見本を表示](#)

※：小数点第2位まで入力してください。

150 . 00

住宅や土地の登記事項証明書に記載された不動産番号を入力する場合

住宅や土地の登記事項証明書に記載された不動産番号を入力することで、登記事項証明書の添付を省略することができます。 [?](#)



不動産番号を入力する

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 年末残高等の入力

入力件数：0件 / 50件

十 年末残高等の内容を入力する

年末残高等の入力 1件目



年末残高等に関する内容を入力してください。

A 住宅借入金等の内訳

- 住宅のみ
- 土地等のみ
- 住宅及び土地等

見本

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等記載書

|                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| 住宅取得資金の借入                        | 住 所                        |
| 名前をしてる者                          | 姓 名                        |
| 住 宅 借 入 金 の 内 許                  | 1. 住宅のみ 2. 土地のみ 3. 住宅及び土地等 |
| 年次別                              | 年                          |
| 借入金額の合計                          | 円                          |
| 年間利息                             | 年                          |
| 年間支拂額                            | 月                          |
| 償還期間又は賦払期間                       | 年 月から の 年 月まで              |
| 原住用家屋の取扱の対価等の額<br>又は増改築等に要した費用の額 | 円                          |
| (備考)                             |                            |

B 年末残高（円）

21,000,000

住宅借入金等の内訳

|                                  |               |       |            |
|----------------------------------|---------------|-------|------------|
| A                                | 1. 住宅のみ       | 2. 土地 | 3. 住宅及び土地等 |
|                                  | B             | C     | D          |
| 住宅借入金等の金額                        | 年次残高          | 円     |            |
| 当初金額                             | 年 月           | 年 月まで |            |
| 償還期間又は賦払期間                       | 年 月から の 年 月まで | 円     |            |
| 原住用家屋の取扱の対価等の額<br>又は増改築等に要した費用の額 |               |       |            |
| (備考)                             |               |       |            |

C 当初金額（円）

22,000,000

D 連帯債務者の有無

連帯債務者あり

連帯債務者なし

戻る

もう1件入力する

入力内容の確認

## 年末残高等の入力

入力件数：1件 / 50件

|   | 住宅借入金等の内訳 | 年末残高<br>当初金額               | 連帯債務者   | 操作    |
|---|-----------|----------------------------|---------|-------|
| 1 | 住宅及び土地等   | 21,000,000円<br>22,000,000円 | 連帯債務者なし | 訂正 削除 |

十 年末残高等の内容を入力する

もう1枚ある場合

戻る

次へ

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 適用を受ける控除の選択

取得した認定住宅等の種類に応じ、適用を受ける控除を選択してください。  
その後の全ての年分において選択した控除の変更はできませんのでご注意ください。

> 特例対象個人とは □

### 控除の種類

(認定長期優良住宅に該当) 認定住宅等の新築取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例（特例対象個人の方が入居した場合）

### 控除期間

13年間

### 控除限度額

350,000円

### 本年分の控除額

147,000円

### 適用を受けるための条件

以下の書類をお持ちの方は、この特例を適用することができます。

- 長期優良住宅建築等計画の認定通知書  
> [見本を表示](#) □
- 以下のいずれかの書類（令和4年以降に居住の用に供した住宅で、長期優良住宅建築等計画等の認定通知書の区分が既存である場合は不要）
  - 住宅用家屋証明書  
> [見本を表示](#) □
  - 認定長期優良住宅建築証明書  
> [見本を表示](#) □

### 控除対象の選択

取得した住宅の種類が **認定長期優良住宅に該当** するため、この控除の適用を受ける

選択

### 控除対象の選択

取得した住宅の種類が **認定低炭素住宅に該当** するため、この控除の適用を受ける

選択

### 控除対象の選択

取得した住宅の種類が **ZEH水準省エネ住宅に該当** するため、この控除の適用を受ける

### 控除対象の選択

取得した住宅の種類が **省エネ基準適合住宅に該当** するため、この控除の適用を受ける

戻る

次へ

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 入力内容の確認

入力内容は以下のとおりです。  
表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

## 計算結果

入力された内容から計算した控除額

147,000円

## 入力内容

### 取得形態等

#### 住宅の取得形態等

住宅の新築又は土地付き新築住宅を購入した

#### 住宅に居住を始めた年月日

令和7年11月1日

確認のみ

取得形態等を訂正する

### 金額や面積に関する事項

#### 契約書等に関する事項

|           |             |
|-----------|-------------|
| 住宅の取得対価の額 | 16,500,000円 |
| 土地の取得対価の額 | 10,000,000円 |



## 計算結果



入力された内容を基に計算した控除額は、以下のとおりです。

#### (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

147,000円

#### 内訳

令和7年11月1日居住開始

147,000円

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 住宅に関する控除の入力

### 住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方 ? □

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

|                     |  |   |
|---------------------|--|---|
| 控除期間：10年又は13年       | <input checked="" type="checkbox"/> 入力あり | > |
| (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 |  |   |

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を表示する

### 家屋の改修工事などを行った方 ? □

家屋の耐震改修などの改修工事、認定住宅の新築等を行った方

|             |   |
|-------------|---|
| 控除期間：原則1年   | > |
| 住宅耐震改修特別控除等 |   |

戻る

次へ

ここまでに入力内容を保存

### 入力内容の保存

入力データをダウンロードする

これまでに入力した内容を作成コーナー専用データ (.data形式) として保存します。  
保存した入力データは、申告書等の作成を再開する場合や、申告内容を修正する場合、翌年以降に申告書等を作成する場合に利用できます。



r7syotoku.data

[ファイルを開く](#)



| 名前                     | 更新日時             | 種類        | サイズ   |
|------------------------|------------------|-----------|-------|
| ✓ 今日<br>r7syotoku.data | 2026/01/05 20:28 | DATA ファイル | 19 KB |

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 申告書等を作成する

作成前にご利用ガイドをご覧ください。



- 新規に申告書や決算書・収支内訳書を作成



- 途中で保存したデータ（拡張子が [.data]）を読み込んで、作成を再開
- 過去の申告書データを利用して作成



## xmlデータの読み込

医療費通知、寄附金控除や株式の特定口座年間取引報告書など申告に関する電子データ（xml形式）をお持ちの方は、この画面で読み込むことができます。

ご利用の方は、ファイルを選択してデータを読み込んでください。

電子データ（xml形式）をお持ちでない方は、そのまま「次へ」ボタンをクリックしてください。

※ 電子データ（xml形式）は、この後の画面では読み込むことはできません。

※ 同一の情報が含まれているxmlデータは、重複して読み込まないようご注意ください。

※ 医療費集計フォーム及び配当集計フォームは、この後の収入や控除の入力を行う際に使用しますので、この画面では読み込めません。

[この画面で読み込み可能なデータはこちら](#)

ファイルを選択

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 住宅に関する控除の入力

### 住宅ローンで家屋の新築や増改築などを行った方 ? □

住宅ローンで家屋の新築や増改築等、改修工事を行った方

控除期間：10年又は13年

(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除



入力あり



(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額を表示する



### 家屋の改修工事などを行った方 ? □

家屋の耐震改修などの改修工事、認定住宅の新築等を行った方

控除期間：原則1年

住宅耐震改修特別控除等



戻る

次へ



## 所得・控除の入力

× 住宅借入金等特別控除の入力画面で入力された【配偶者の状況】により、配偶者（特別）控除の入力画面の入力が必要です。  
入力内容を確認してください。  
(SSAA070-SUE052)

! 住宅に関する控除の入力で配偶者及び扶養親族が「いる」と回答しています。その親族の内容を「配偶者（特別）控除」・  
「扶養控除」の入力画面から入力してください。  
(SSAA070-SUW061)

## 配偶者の基本情報等

### 配偶者の基本情報

配偶者の氏名

※ : 10文字以内

国税 花子

配偶者の生年月日

年   月   日  

## 扶養親族の基本情報等

### 扶養親族の基本情報

扶養親族の氏名

※ : 10文字以内

国税 一郎

続柄

選択してください ▾

生年月日

年   月   日

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

確認



16歳未満の方は、扶養控除の対象とはなりません。

入力した情報は、住民税・事業税に関する事項として引き継がれます。

(SSH020-SHA005)



## 扶養親族の入力

入力人数：1人 / 12人

※：16歳以上6人、16歳未満6人まで入力可能

### 扶養親族の入力内容

|   | 扶養親族の氏名 | 生年月日<br>※：令和8年1月1日時点の年齢を表示しています。 | 操作                              |
|---|---------|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 | 国税花子（子） | 平成27年7月7日（10歳）                   | <span>訂正</span> <span>削除</span> |

+ 扶養親族を入力する

戻る

入力終了



### 一定額を超える医療費などを支払った方 ? □

一定額を超える医療費等を支払った方、セルフメディケーションの対象となる医薬品を購入した方

医療費控除



### ふるさと納税などの寄附をした方 ? □

ふるさと納税や特定の政治献金、認定NPO法人や公益財団法人などに寄附をした方

確定申告をする場合は、ふるさと納税のワンストップ特例申請分についても入力する必要があります。

寄附金控除



政党等寄附金等特別控除



# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。  
表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

還付される金額

150,053円

※：住民税については、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

## 収入・所得金額の確認

### 給与所得

|      |            |
|------|------------|
| 収入金額 | 7,000,000円 |
| 所得金額 | 5,200,000円 |

### 所得金額の合計

|     |            |
|-----|------------|
| 合計額 | 5,200,000円 |
|-----|------------|

収入・所得金額を訂正する

## 所得から差し引かれる金額（所得控除）の確認

### 社会保険料控除から基礎控除までの計

|     |            |
|-----|------------|
| 合計額 | 2,160,754円 |
|-----|------------|

※：年末調整を受けた金額と同じであるため、控除の内訳は省略されています。

### 所得から差し引かれる金額（所得控除）の合計

|     |            |
|-----|------------|
| 合計額 | 2,160,754円 |
|-----|------------|

所得控除を訂正する

次へ

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

- ・ 口座名義は申告者本人（屋号付き名義を除く。）に限ります。
- ・ 一部のインターネット専用銀行については対応していません。ご利用の金融機関にご確認ください。

還付金の受取方法 必須

- 公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。） ?
- ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み
- ゆうちょ銀行への振込み
- ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取り

[› 公金受取口座の登録について（マイナポータル）](#)

- 登録する

- 登録しない（別の口座を登録済み）

## 財産債務調書の作成

### 財産債務調書の提出要件の確認

令和7年12月31においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日（火）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

[› 財産債務調書の提出要件の詳細](#)

- 12月31において合計額が10億円以上の財産を保有している

※：別途提出する場合、入力を省略することができます。

i 確定申告書を提出する場合、改めて住民税の申告書を提出する必要はありません。

ただし、以下の事項については、所得税と住民税で取扱いが異なるため、該当があるものを選択して入力してください。

## 住民税に関する事項の選択・入力

### 16歳未満の扶養親族がいる場合

平成22年1月2日以後に生まれた方が該当します。

- 16歳未満の扶養親族に関する入力を行う

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 基本情報の入力

### 氏名・電話番号の入力

|          |                          |     |      |      |
|----------|--------------------------|-----|------|------|
| 氏名（フリガナ） | ※：各11文字以内（合計12文字以内）      |     |      |      |
|          | コクゼイ                     | タロウ |      |      |
| 氏名（漢字）   | ※：各10文字以内                |     |      |      |
|          | 国税                       | 太郎  |      |      |
| 電話番号     | ※：日中連絡が取れる電話番号を入力してください。 |     |      |      |
|          | 区分 ▼                     | 090 | 1234 | 5678 |

### 住所の入力

#### 現在の住所の入力

#### その他の項目の入力

|  |   |
|--|---|
| 世帯主の氏名（漢字）                             | ご自身が世帯主   |
|  | ※：10文字以内  |
|  | 国税 太郎   |
| 世帯主からみた続柄                              | 選択してください ▼  |
| 整理番号 <small>?</small> <small>目</small> | ※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番した整理番号がお分かりになる場合は入力してください。<br>※：数字8桁 |
|  | 01234567  |
| 提出年月日                                  | 令和8(2026) ▼ 1 ▼ 6 ▼   |

戻る

次へ

ここまで入力内容を保存

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## マイナンバーの入力

|     |        |      |  |
|-----|--------|------|--|
|     | 氏名     | 生年月日 | マイナンバー（個人番号）<br>※：数字12桁  |
| 1人目 | - (本人) |      | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |
| 2人目 |        |      | <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> |

戻る

次へ



警告



マイナンバーの入力がありません。

法律により申告書等にはマイナンバーの記載が義務付けられていますので、マイナンバーを入力する場合は「入力する」を押して、マイナンバーを入力してください。

確定申告書（還付申告書を含む）を提出した納税者の本人確認は、申告書に記載されたマイナンバーなどにより行っています。そのため、還付申告書にマイナンバーが記載されていない場合には、不正還付防止のため、納税者の方々への連絡も含め、必要な確認に時間を要することから、還付を保留する期間が長期にわたる場合があるほか、還付の手続を中断する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、マイナンバーカードを使って電子申告することで、本人確認書類の提出が不要となるなど、確定申告手続を簡単に行うことができます。

マイナンバーを入力できない場合は「入力せず進む」を押してください。

(SSAC040-SHW008)

入力する

入力せず進む

## 申告書等の印刷

申告書等を表示・印刷してください。

なお、印刷した申告書等は郵送等で提出する必要があります。

## 印刷に当たっての留意事項

- 申告書等を表示・印刷する際は、PDFファイルを表示するソフト「Adobe Acrobat Reader」を必ず使用してください。  
お持ちでない方は、以下のボタンからダウンロードの上、インストールしてください。



申告書等を表示・印刷する

# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

令和八年分から控用が廃止になり、必要に応じて、ご自身で控えの作成・保有をしていただくことになります。

令和 8 年 1 月 6 日 令和 07 年分の 所得税 及び  
復興特別所得税 の 確定申告書

F A 2 2 0 5

|                                 |               |               |                  |          |                           |  |  |
|---------------------------------|---------------|---------------|------------------|----------|---------------------------|--|--|
| 納税地                             | -             |               | 個人番号<br>(マイナンバー) | 生年<br>月日 | 3   6   1   0   5   0   5 |  |  |
| 現在の<br>住 所<br>又は<br>居 所<br>事業所等 |               |               |                  | フリガナ     |                           |  |  |
| 氏名                              |               |               |                  |          |                           |  |  |
| 令和 8 年 1 月 1 日<br>の<br>住 所      | 同上            | 職業            | 雇用<br>契約書号       | 世帯主の氏名   | 世帯主との結婚<br>登録番号           |  |  |
| (単位は円)                          | 種類            | 特算の<br>表一覧    | 整理<br>番号         | 電話<br>番号 | 固定・携帯先・携帯<br>番号           |  |  |
| 収入金額等                           | 事 営業等区分       | ⑦             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 業 農業区分        | ①             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 不動産区分         | ②             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 配 当           | ⑩             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 給 与 区分        | ⑨             | 7 0 0 0 0 0 0    |          |                           |  |  |
|                                 |               | 公的年金等         | ⑤                |          |                           |  |  |
|                                 |               | 業 務 区分        | ⑥                |          |                           |  |  |
|                                 |               | そ の 他 区分      | ⑧                |          |                           |  |  |
|                                 | 総 合 期         | ⑦             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 長 期           | ⑩             |                  |          |                           |  |  |
| 一 時                             | ⑪             |               |                  |          |                           |  |  |
| 所得金額等                           | 事 営業等         | ①             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 業 農業          | ②             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 不 動 产         | ③             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 利 子           | ④             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 配 当           | ⑤             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 給 与 区分        | ⑥             | 5 2 0 0 0 0 0    |          |                           |  |  |
|                                 |               | 公的年金等         | ⑦                |          |                           |  |  |
|                                 |               | 業 務           | ⑧                |          |                           |  |  |
|                                 |               | そ の 他         | ⑨                |          |                           |  |  |
|                                 | ②から⑩までの計      | ⑩             |                  |          |                           |  |  |
| 総 合 期                           | ⑪             |               |                  |          |                           |  |  |
| 一 時                             | ⑫             |               |                  |          |                           |  |  |
| 合 計                             | ⑬             | 5 2 0 0 0 0 0 |                  |          |                           |  |  |
| 所得から差し引かれる金額                    | 社会保険料控除       | ⑬             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 小規模企業共済等非課税控除 | ⑭             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 生命保険料控除       | ⑮             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 地震保険料控除       | ⑯             |                  |          |                           |  |  |
|                                 | 被扶養者ひとり控除区分   | ⑰ - ⑯         | 0 0 0 0          |          |                           |  |  |
|                                 | 勤労学生・障害者控除    | ⑰ - ⑯         | 0 0 0 0          |          |                           |  |  |
|                                 | 扶養控除区分        | ⑯             | 0 0 0 0          |          |                           |  |  |
|                                 | 特定扶養控除区分      | ⑯             | 0 0 0 0          |          |                           |  |  |
|                                 | 基礎控除          | ⑯             | 0 0 0 0          |          |                           |  |  |
|                                 | ⑬から⑯までの計      | ⑯             | 2 1 6 0 7 5 4    |          |                           |  |  |
| 雑 捐 控除                          | ⑰             |               |                  |          |                           |  |  |
| 医療費控除区分                         | ⑱             |               |                  |          |                           |  |  |
| 寄附金控除                           | ⑲             |               |                  |          |                           |  |  |
| 合 計                             | ⑳             | 2 1 6 0 7 5 4 |                  |          |                           |  |  |

第一表  
(令和七年分用)

④又は⑨の記入をお忘れなく

扶助

事業

扶助

\* 当資料は、一般的な事例に関する税法上の取扱いや手続き等に解説しています。個別・具体的な取扱い等に関しましては、所轄税務署または税理士等の専門家にご相談ください。



# 国税庁HP 確定申告書作成コーナー

## 印刷後の作業のご案内

- i** これで申告書等の印刷は完了しました。  
最後に、印刷後の作業について確認してください。

### インボイス発行事業者は消費税の申告が必要になります。

インボイス（適格請求書）発行事業者となった方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、消費税の申告が必要となります。

なお、確定申告書等作成コーナーで消費税の確定申告書の作成ができます。引き続き消費税の確定申告書を作成する方は、「入力データのダウンロードページへ」ボタンを押して、所得税の確定申告書データの保存を行った後、ページ下部の「他の申告書等を作成する」ボタンから、引き続き消費税の確定申告書等を作成してください。

## 印刷後の作業

### 入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ（.data形式）として保存します。

保存した入力データは、申告内容を修正する場合や、翌年以降に申告書等を作成する場合に利用できます。

[入力データのダウンロードページへ](#)



### アンケートのお願い

作成コーナーの改善のため、アンケートにご協力ください。

なお、アンケートへの回答は任意です。

[アンケートへの回答ページへ](#)

[戻る](#)

[終了（トップ画面へ戻る）](#)

# 住宅購入で変わるライフプラン

## ■住宅購入後の主なライフプランとリスク

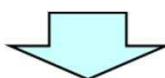
- ・子供の教育…教育費への備え
- ・病気やケガ等による就労不能リスク…医療費、無収入状態への備え
- ・老後の生活への不安…老後資金の確保
- ・購入した住宅の老朽化…修繕費、リフォーム費用等への備え など

<必要保障額の減少による保険の見直し>

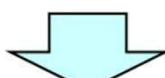
住宅購入前の必要保障額：住居費 = 『(家賃等 × 年数) + 更新料(必要回数)』

住宅購入後の必要保障額：住居費 = 『(共益費等 + 固定資産税) × 年数』

\* 団体信用生命保険で住宅ローンの残債を返済



差額分だけ、死亡保障の削減(保険料の削減)が可能



病気・ケガへの備え／将来(老後)への備えへシフト

<必要保障額の考え方>

必要保障額 = 万一の場合の将来の支出額 - (万一の場合の将来の収入額 + 現在の貯蓄額)

### <万一の場合の将来の住居費>

- ・住宅購入前  
⇒ 家賃等(年) × 年数 + 更新料
- ・住宅購入後  
⇒ (共益費等(年) + 固定資産税)  
× 年数

### <将来の支出額>

- ・生活費
- ・**住居費**
- ・教育費 など

### <現在の貯蓄額>

- ・将来の収入額
- ・遺族年金等
- ・配偶者の勤労収入  
など

将来の住居費が減る分だけ、必要保障額が減る(保険料の減額が可能)。



- ・老後資金の準備(積立・投資)
- ・病気、けがへの備え(医療保険)

### <必要保障額>

- ・生命保険等  
でカバー